

専業主婦世帯の収入二極化と貧困問題

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

副主任研究員 周 燕飛

《要旨》

貧困ながらも専業主婦でいる子育て女性は、全国で 55.6 万人に上ると推計される。こうした専業主婦世帯にとって、食料や衣料等生活必需品の不足がそれほど深刻な問題ではないものの、「子どもの学習塾」など教育投資の負担感が非常に強く、経済的な理由で子どもを通塾させられない家庭が非常に多い。

JILPT「子育て世帯全国調査 2011」の個票データに基づく本論文の分析によると、貧困ながらも専業主婦でいる子育て女性の大半は、本人が直面している市場賃金が低く、家事・育児活動の市場価値が相対的に高いことに起因する合理的選択の結果である。ただし、貧困専業主婦の中にも、5 人に 1 人は今すぐに働きたいのに、不本意ながら専業主婦でいる。働きたいのに、働けない社会環境的要素として、認可保育所不足が一因だと考えられる。200 人以上の規模の待機児童を抱える都市部では、貧困なのに専業主婦となるリスクが高くなっている。また、多くの主婦が望む時間的に融通の利く仕事の求人が少ないという労働需要側の要因もある。

キーワード：専業主婦、貧困、家事・育児の比較優位

（備考）本論文を作成するにあたって、山口浩一郎氏、伊岐典子氏、大石亜希子氏、阿部彩氏、馬欣欣氏、坂口尚文氏、山地あつ子氏、高橋康二氏、および JILPT 所内研究会の参加者の方々より大変有益なコメントをいただいた。また、浅尾裕氏と池田心豪氏からいただいたレビュー報告も、論文を改訂するにあたって非常に有益であった。記して感謝を申し上げたい。本論文は、執筆者個人の責任で発表するものであり、所属機構としての見解を示すものではない。

専業主婦世帯の収入二極化と貧困問題

1 はじめに

戦後日本の家族像の代表格である「専業主婦世帯」は、いつしかその主流の座を退くことになった。2005年の国勢調査では、18歳未満の子どもを育てているふたり親世帯の専業主婦世帯比率が初めて50%を割った。かわりに、パート主婦世帯とフルタイム共働き世帯が全体の半数以上を占めるようになった。

終身雇用と年功賃金制度の崩壊、不安定な非正規雇用の増加などに伴い、今後専業主婦の働くニーズがますます高まるものとみられる。厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」によると、2011年現在女性パートタイマーの70.9%が「家計の足しにするため」を働く動機としており、10年前より同比率が11.3ポイントも上昇している。山田（2001）は配偶者控除内で年間収入が100万円程度のパートタイマーを「準専業主婦」と分類し、純粋無業の専業主婦は今後さらに減少し、いずれはいなくなると主張している。

そこで注目されるのは、世帯収入が貧困ライン以下なのに、働きに出ていない専業主婦層の存在である。（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）が2011年に行った「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（以下「JILPT子育て世帯全国調査2011」）によると、税金や社会保険等が引かれる前の税込所得ベース（世帯員数が調整されている等価所得）では、専業主婦世帯の12.4%が貧困ライン以下の収入で暮らしている。この結果を総務省統計局「国勢調査2010年」と照らし合わせると、世帯収入が貧困ライン以下の専業主婦の総数は、推定で55.6万世帯に上り、貧困問題を抱える専業主婦は決して珍しい現象ではなくなったといえる。

それでは、なぜ世帯収入が貧困ライン以下なのに、働きに出られない専業主婦がこれほど多くいるのか。こうした現象を引き起こす理由としては、主に以下の三つの仮説が考えられる。

一つ目の仮説は、専業主婦を選んだ人は、育児や家事の労働生産性が相対的に高く、外で働いて得られる市場賃金¹よりも、本人にとっての育児や家事労働の時間あたり市場価値が高い場合である。つまり、外で働くよりも育児や家事に「比較優位」があるケースである。

二つ目の仮説は、本人にとって、育児や家事の「比較優位」がないものの、留保賃金が市場賃金より高くなっている場合である（大沢1993）。妻の留保賃金を押し上げるもっとも重要な要素は、夫の年収（その他の非本人賃金収入を含む、以下同）である。そのほか、どうしても自らの手で子どもを育てたいと考えている²主婦の留保賃金も高くなる可能性が

¹ 専業主婦の場合、本人が就業していないので、実際の市場賃金が観察されない。しかし、本人の学歴、社会経験年数、年齢、正社員経験の有無、専門資格の有無等の属性から、かりに働いた場合に、どのくらいの賃金がもらえるかを予測することが可能である。本稿ではこうした潜在的賃金を専業主婦の「市場賃金」と呼んでいる（以下同）。

² 本研究が用いたデータでは、「自らの手で子育てしたいかどうか」についての意識が調査されていない。

ある。

そして、三つ目の仮説は、専業主婦でいることが本人にとっても最適な選択肢ではないにもかかわらず、不本意ながら専業主婦でいるケースである。子育て中の主婦の多くは、平日昼間の短時間パート、柔軟に休暇を取れる等時間の融通が利く仕事を求めている。しかし、企業にとって、こうした労働力では使い勝手が悪いいため、求人自体が少ない。その他、働いている間の子どもの保育を手当できないことも、やむなく専業主婦でいる理由の一つだと考えられる。

本研究は、JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の個票データを用いて、上記の三つの仮説を検証してみた。その結果、仮説 1（「家事・育児の比較優位仮説」）が貧困専業主婦の存在にもっとも有力な説明であることが分かった。分析では、夫の収入が貧困ライン以下で緊急に働く必要性のある主婦グループ（「緊急組」）を対象として、彼女らの就業決定要因を推定してみた。その結果、市場賃金を決める本人の属性（学歴、社会経験年数、正社員経験、専門資格の有無）ならびに、育児活動の市場価値を大きく左右する末子の年齢は、主婦の就業有無にとくに重要な影響を与えているのが分かった。主要な結果をまとめると、(1)大学卒の主婦は、中学校・高校卒の主婦より、就業確率が 48.7%ポイント高い；(2)専門資格を持つ主婦は、資格のない主婦に比べて就業確率が 36.9%ポイント高い；(3)そして、3 歳未満の子どもを持つ主婦の就業確率が 39.5%ポイント低下する。

仮説 2（夫の収入仮説）は、貧困専業主婦世帯には当てはまらないようである。「緊急組」の内部においても、夫の年収の多寡は、主婦が就業するかどうかに影響を与えていない。もちろん、ふたり親世帯全体については、夫の年収が 100 万円増えるごとに、妻の就業確率が 2%ポイント低下する。それでも、夫の年収のインパクトは、本人の学歴や専門資格、末子の年齢の影響に比べると、かなり小さいものと言える。

そして、仮説 3（不本意仮説）については、推定結果ではなく、単純集計からそのおおむねの規模を把握してみた。貧困層の専業主婦(N=52)のうち、19.2%は「今すぐに働きたい」と考えているようである。また、暮らし向きが「大変苦しい」と回答した貧困層の専業主婦は 15.4%となっている。二つの数字を総合すると、貧困専業主婦の 2 割弱は、「無業」は本人にとっても最適な状態ではないにもかかわらず、不本意ながら専業主婦でいることが分かった。

以上を総じていうと、貧困層なのに専業主婦でいることは、本人の家事・育児活動における相対優位に起因する本人の合理的選択によるケースが主流だと考えられる。ただし、貧困専業主婦の中にも、5 人に 1 人は今すぐに働きたいのに、不本意ながら専業主婦でいることも分かった。

2 研究の背景

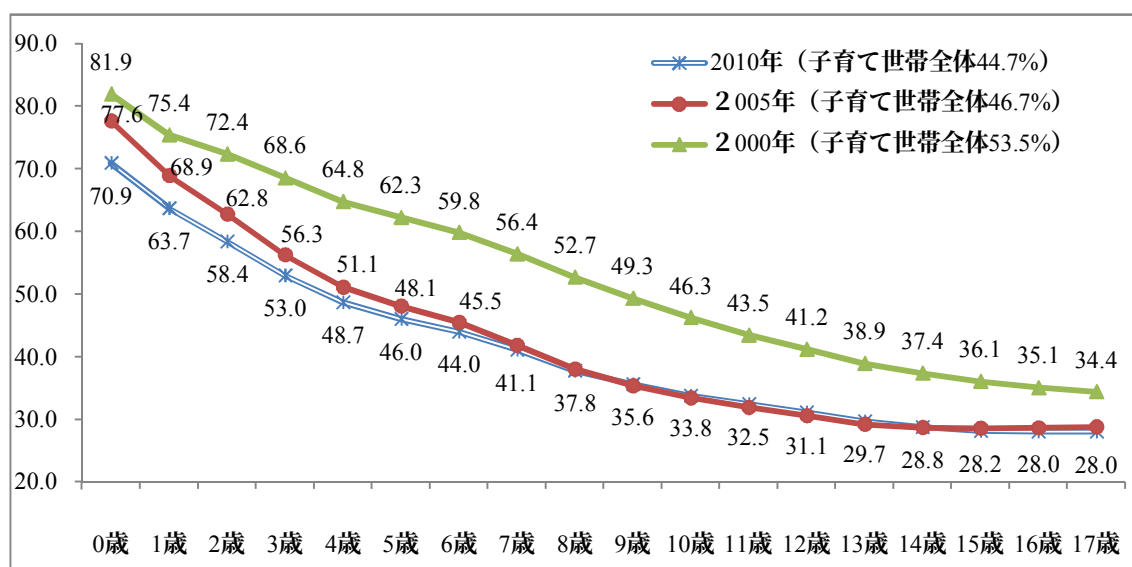
2.1 専業主婦世帯の減少

専業主婦とは、仕事をせず家事に専念している女性のことである。1955 年には妻が専業

主婦の世帯が全体の 74.9%を占めていたが、1980 年代以降その割合が徐々に低下し、1997 年には夫婦ともに雇用者の共働き世帯数が初めて専業主婦世帯数を上回った（総務省統計局「労働力調査」）。子育て中の主婦に限ってみても同様な傾向がうかがえる。最新の国勢調査（2010 年）によると、18 歳未満の子どもを育てているふたり親世帯に占める専業主婦世帯の割合が 44.7%までに低下しており、5 年前より 2 ポイント、10 年前より 8.8 ポイントも落ち込んでいる（図 1）。

こうした変化がとくに顕著に表れたのは、2000 年から 2005 年までの 5 年間である。図 1 をみると、その 5 年の間にあらゆる年齢層の子どもを持つ専業主婦の労働力化が大幅に進んだものと見られる。とりわけ、専業主婦世帯の割合は 3~5 歳幼児の家庭（同 12~14 ポイント減）および小学校低学年の家庭（同 14~15 ポイント減）においては、大幅に低下している。一方、2005 年から 2010 年までの 5 年間に於いて、小学生以上の家庭では専業主婦比率が安定したもの、乳幼児（0 歳~5 歳）のいる家庭ではその比率が引き続き低下している。

図 1 末子の年齢別専業主婦世帯の割合(%)



データ出所：総務省統計局『国勢調査』（各年）により筆者が作成。

注：集計対象となっているのは、18 歳未満の子どもがいるふたり親世帯。

専業主婦世帯は、戦後の高度経済成長期を経て、昭和期の日本では代表的な家庭形態となっていた。夫が外で仕事をし、妻は家事をこなし、夫を助け子どもを育てる。多くの日本人女性にとって専業主婦は自分の理想像でもあった。では、なぜ 2000 年代以降に、専業主婦世帯の割合がこれほどまでに低下してきたのか。

主婦の労働力化を押し進む要因はさまざまである。まず、主婦を労働市場へと押し出すプッシュ（Push）要因として、(1)日本経済の長期不況とデフレにより、夫の収入が減少し不安定化していく中、妻の就業によって世帯収入の急減にリスクヘッジする家庭が増えて

いること、(2)食洗機等ハイテク家電の普及で家事の効率化が進み、主婦に時間的余裕が生まれたこと、(3)2000年に公的介護保険制度が導入されたことにより、家族の介護負担が減ったこと、などが考えられる。

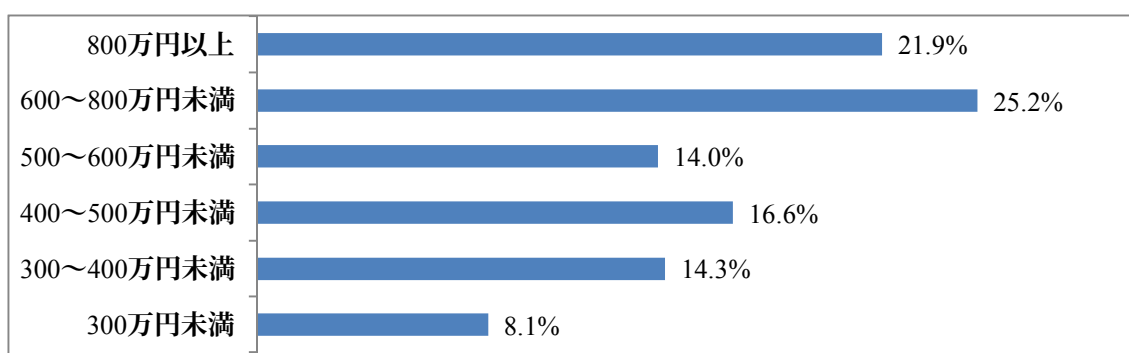
そして、主婦を労働市場へと引きこむプル（Pull）要因として、(1)少子高齢化で労働力不足がますます深刻化する中で、専業主婦の活用に乗り出す企業が増え、子育てしながらでも無理なく働ける職場が増えていること、(2)育児休業制度、子どもの看護休暇制度等国の育児支援制度が充実し、出産しても仕事を辞めずに働き続けるための雇用環境が整備されつつあること（池田 2010）等が挙げられる。

2.2 収入二極化と貧困専業主婦世帯の増加

主婦の労働力化が進む中、何らかの事情によって、夫の収入が低くても、働きに出られない貧困専業主婦の存在が近年目立ってきた。専業主婦は、かつては裕福の象徴だった。夫が一流の企業に勤めるサラリーマンで、妻は経済的な理由で働く必要がないというイメージが一般的であった。しかしながら、1990年代後半以降、正社員で高収入の夫を持つ妻が専業主婦を選択する傾向は弱まっていることが、多くの実証研究で確認されるようになった（大竹 2001、小原 2001）。

JILPT「子育て世帯全国調査 2011」によると、専業主婦世帯の平均年収が 617.8 万円となっている。妻が「パート・アルバイト」として働くパート主婦世帯と比べると、専業主婦世帯の平均年収は、60 万円ほど高くなっている。しかし、その内部の年収分布をみると、年収 800 万円以上の高所得層が全体の 2 割程度を占めている一方、年収 300 万円未満の低所得層も 1 割弱ほど存在している（図 2）。

図 2 専業主婦世帯(N=421)の税込年収の分布(%)



データ出所：JILPT「子育て世帯全国調査 2011」により筆者が作成。

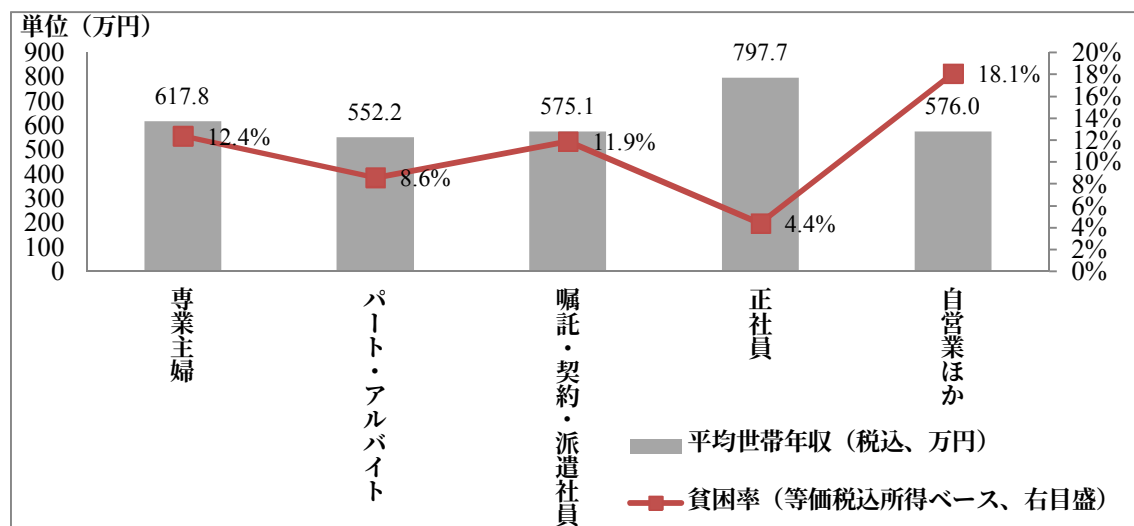
では、貧困ライン以下の収入で暮らしている専業主婦世帯はどのくらいいるのであろうか。本研究では、厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」の結果に準じ、148.5 万円³（等

³ 「貧困ライン」とは、子どものいる世帯を収入（等価ベース）順に並べた場合、その真ん中に位置する

価税込所得ベース）を貧困ラインとしている。生活コストにおける規模の経済性を考慮した「等価所得」ベースを用いているので、貧困ライン（L）は世帯人数ごとに変わる。例えば、貧困ラインは、3人世帯の場合に257万円（148.5万円×3の平方根）となっているが、4人世帯だと297万円（148.5万円×4の平方根）になる。

同調査によると、税金や社会保険等が引かれる前の税込所得ベース（世帯員数が調整されている等価所得）では、専業主婦世帯の12.4%が貧困ライン以下の収入しか得ていない。これは、パート主婦世帯よりも4ポイントほど高い水準である（図3）。貧困専業主婦世帯の総数は、2011年現在で55.6万世帯（推定値）⁴に達しており、決して珍しいケースではなくなったといえる。

図3 妻の就業形態別平均世帯年収と貧困率



データ出所：JILPT「子育て世帯全国調査2011」により筆者が作成。

2.3 貧困と子どもの教育格差

では、世帯収入が貧困ライン以下である場合、専業主婦は自分の暮らしぶりをどのように感じているのであろうか。

表1をみると、「暮らし向きが大変苦しい」と回答した貧困層の専業主婦の割合は、15.4%と意外と少ない。そのほか、「必要な食料を買えないことがよくあった」、「必要な衣料を買えないことがよくあった」と回答した者も、1割程度とそれほど多くはない。一方、暮らし向きが「普通」または「ゆとりがある」と回答した貧困層の専業主婦は、全体の40.4%に達している。半数以上は「必要な食料（または衣料）を買えないことが全くなかった」

世帯の収入（中位値）の半分である。つまり、ここでは、
 貧困ライン＝{（児童のいる世帯における税込所得）/（平均世帯員数の平方根）}/2
 ＝{607万円/4.2の平方根}/2＝148.5万円

⁴ 2010年国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる世帯（1003万世帯）のうち、44.7%が専業主婦世帯である。一方、子育て世帯全国調査2011によると、専業主婦世帯の貧困率は12.4%である。上記の数値から貧困専業主婦世帯の総数（＝1003万×44.7%×12.4%）が推定されている。

と答えている。

このように、食料や衣料等生活必需品を買えない家庭は、貧困専業主婦世帯の中においても、実はそれほど多くはない。デフレ下において、ユニクロ等低価格衣料品の普及、スーパーの安売り競争の常態化に伴い、主婦にとって、時間とエネルギーさえかければ低価格で、しかも良質な食料・衣料品を手に入れることがそれほど難しいことではなくなっているからだと考えられる。実際、筆者が 2012 年夏に行った個人ヒアリング調査の中にも、激安スーパーでまとめ買いしたり、友達から家庭菜園の野菜をもらったり、主婦仲間から特売の情報をもらったりして家計を上手にやりくりしている主婦の実例があった。この意味では、日本では「貧困世帯」として定義されている専業主婦家庭のほとんどは、物質的な面からみて絶対的貧困状態にいるわけではないと言える。

表 1 専業主婦における暮らしの実感

		貧困層	ゆとり層		貧困層	ゆとり層
(1)暮らし向き⇒	大変苦しい	15.4%	5.9%	普通またはそれ以上	40.4%	74.7%
(2)必要な食料を買えないこと⇒	よくあった	11.5%	0.0%	全くなかった	55.8%	95.7%
(3)必要な衣料を買えないこと⇒	よくあった	11.5%	0.5%	全くなかった	51.9%	89.8%
(4)子どもの学習塾⇒	負担できない	42.3%	4.9%	概ねまたは余裕で負担できる	23.1%	64.0%
(5)子どもの習い事⇒	負担できない	17.3%	0.5%	概ねまたは余裕で負担できる	42.3%	88.7%

注：(1) 貧困層＝「世帯年収（税込等価ベース）＜L」、ゆとり層＝「世帯年収（税込等価ベース）≥2L」。

(2) いずれの集計項目についても、その中間的なカテゴリー（例えば、暮らし向きについては「やや苦しい」、必要な食料（衣料）を買えないことについては「時々あった・まれにあった」、子どもの学習塾（習い事）については「負担するのは厳しい」）に関するパーセンテージが省略されている。

しかし、貧困専業主婦世帯の半分弱（42.3%）が「子どもの学習塾」を「負担できない」と回答している。「負担するのは厳しい」と答えた者（32.7%）と合わせると、貧困専業主婦世帯の約 3/4 は、子どもの学習塾を負担するのが難しいと感じているようである。一方、世帯収入が中位所得（等価税込ベース）以上の「ゆとり層」専業主婦は、学習塾を「負担できない」と回答したのが、全体の 4.9%に過ぎない。

2009 年に(株)ベネッセコーポレーションが行った「第2回子ども生活実態調査」によると、小学生（4 年～6 年）の 23.1%、中学生の 45.9%、高校生（1 年～2 年）の 19.4%が学習塾に通っている。必ずしも全員が子どもを学習塾に通わせているわけではないが、貧困専業主婦世帯の中には、子どもにその希望と需要があるにもかかわらず、経済的な理由で子どもを通塾させられない家庭が非常に多い実態がうかがえる。

このように、専業主婦世帯の貧困は、食料や衣料等生活必需品の不満足というよりも、「子どもの学習塾」など教育投資の不満足として現れることが多い。もちろん、高校授業料無料化があり、義務教育制度が充実している日本において、子どもを学習塾に通わせられないことは、それほど大きな問題ではないとの見方もできる。しかし他方では、学習塾に通う子どもと通わない子どもとの学力格差、およびそれが彼（女）らの将来年収に少なから

ず影響を与えていることが懸念されている⁵。

3 貧困なのに専業主婦でいることを選択した理由

では、家庭の経済状況が貧困ライン以下にまで落ち込んでいるにもかかわらず、なぜ妻は専業主婦でいるのであろうか。

3.1 理論モデル

妻が働くか働かないかは、労働市場で得られる時間あたり報酬、いわゆる「市場賃金」と、家庭での時間的価値の大小によって決められている。「市場賃金 $\geq$ 家庭での時間的価値」という条件が満たされれば、妻は就業を選択する。それを経済学の「効用最大化」モデルで表すと、以下のような就業決定プロセスが考えられる。

妻の主観的満足度、いわゆる効用 (U) は、本人または家族における食料や衣服、家電、住宅等の消費財 (C) と子どもとのふれ合い時間や本人の余暇時間 (L) の多さに左右される。しかし、妻は無限大に C と L を求めることができない。以下二つの制約条件があるからである⁶。

制約条件1：トータルの支配可能な時間 (H) は一定であること。

健康を維持するために必要な睡眠や休憩時間を除くと、育児期の妻が一日平均で支配可能な時間は最大で18時間程度と考えられる。妻は其中で、就業時間(h_m)、育児を含む家事時間(h_d)と余暇時間 (L) の組み合わせを決めなければならない(第(1)式)。

$$H=h_m+h_d+L \quad (1)$$

制約条件2：消費財 (C) はタダではないこと。

消費財 (C) は、市場から購入するもの (C_m) と家庭内で生産されるもの (C_d) の2種類がある(第(2)式)。特定の消費財(例えば炊飯、掃除、子どもの保育等)について、妻がそれを市場から購入するか、家庭内で生産するかを決めることができる。ただし、市場から購入する場合には、お金がかかる。そのお金は、妻の就業収入(市場賃金 w) と夫の収入 (R) の範囲内で賄う必要がある(第(3)式)。

仮に妻が全ての時間を就業に使う場合、家計が得られる最大収入(潜在収入)は $wH+R$ となる(第(4)式)。一方、家庭内で生産される場合は、妻の時間が費やされる。 C_d の総量は、妻の家事時間を主な投入量とする生産関数によって決められる。家事生産性の高い妻は、比較的短い時間で多くの消費財を作ることができる。また、妻の家事生産は、限界生

⁵大隈(2011)が大阪商業大学 JGSS 調査-2002 の個票データを利用した推定結果によると、小・中学校時代に学習塾経験のある人は、成人後の世帯年収が43万円ほど多い。

⁶ 本節の説明は Cahuc and Zylberberg (2001)を参考にした。

産力逡減の法則に従う⁷ (第(5)式)。

$$C = C_m + C_d \quad (2)$$

$$\text{ただし、} \quad C_m \leq wh_m + R \quad (3)$$

$$(\text{妻が全ての時間を就業に使う場合の潜在収入}) \quad R_0 = wH + R \quad (4)$$

$$C_d = f(h_d) \quad \text{with} \quad f'(h_d) > 0 \quad f''(h_d) < 0 \quad (5)$$

以上の二つの制約条件を総合すると、妻が直面している予算制約は第(6)式のようなものとなる⁸。つまり、妻が支配可能なマキシマムな収入（左側）は、潜在収入 R_0 と家事生産活動の利潤分（余剰）の総和になる。その予算制約を受けて、妻は効用が最大となるよう、消費（ C ）、余暇時間（ L ）と家事生産時間（ h_d ）の組み合わせを決めていくこととなる。

$$\begin{aligned} & \text{Max } U(C, L) \\ & \{C, L, h_d\} \\ \text{s.t.} \quad & C + wL \leq f(h_d) - wh_d + R_0 \end{aligned} \quad (6)$$

なお、効用最大化となるような $C^* = C_m + f(h_d^*)$ と L^* の解は第(7)式の通りとなる。

$$\begin{aligned} & \frac{U_L(C^*, L^*)}{U_C(C^*, L^*)} = w = f'(h_d^*) \\ \text{And} \quad & C^* + wL^* = f(h_d^*) - wh_d^* + R_0 \end{aligned} \quad (7)$$

つまり、妻とっても最適な家事時間数は、予算制約内において、家事（育児を含む）の限界生産性が市場賃金と等しくなるところで均衡している（第7式）。就業しないというのは、家事・育児の限界生産性が市場賃金を上回っている（「家事・育児の比較優位」）からか、夫の収入 R が十分に高く妻無業（ $wH = 0$ ）でも（その場合、 $R_0 = R$ ）、家計の消費をまかなえるからである。

3.2 実証モデル

第(7)式から導かれる実証モデルが下記の通りとなる。

$$\text{Prob(Work=1)} = g(w, \quad f(h_d), \quad H, \quad R) \quad (8)$$

- \quad + \quad + \quad -

つまり、妻が就業する確率は、妻の市場賃金 w 、家事生産性 f 、支配可能な時間数 H およ

⁷ つまり、最初のうちは妻が家事時間を増やせば、消費財の生産量はかなり増えるが、ある程度の時間数に達すると、あまり増えなくなり、家事時間数が多くなりすぎると、生産量はほとんど増えなくなる。

⁸ (3)式に、第(1)式、第(2)式、第(4)式と第(5)式を代入すると、第(6)式が得られる。

$C - f(h_d) \leq wh_m + (R_0 - w(L + h_m + h_d)) \Rightarrow (\text{整理すると}) \quad C + wL \leq [f(h_d) - wh_d] + R_0$

び非本人賃金所得 R_0 の関数である。それぞれの要因は、妻の就業確率を押し上げるか(+)、引き下げるか(−)の理論予想については、第(8)式の下部が示した通りである。「有業」の裏返しは「無業」なので、貧困なのに無業(専業主婦)でいることの決定要因でも第(8)式の推定結果から読み取ることができる。

3.3 推定に用いる変数

推定に用いる主要な変数は以下の通りである。

① 妻の市場賃金 w の代理変数

- (1) 最終学歴
- (2) 社会経験年数(最終学校を卒業してから直近の仕事までの年数)
- (3) 年齢
- (4) 初職正社員(最終学校を卒業して最初についた仕事が正社員かどうか)
- (5) 健康状態
- (6) うつ傾向の有無

臨床心理学の CES-D うつ感情自己評価尺度において、最近の1週間で「励ましてもらっても気分が晴れない」、「物事に集中できない」、「何をするのも面倒だ」等7項目⁹について、「ほとんどない」(得点 0)、「1~2 日」(得点 1)、「3~4 日」(得点 2)、または「5 日以上」(得点 3)のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。合計得点が 10 以上の場合は「うつ傾向」と判定される¹⁰。

② 妻の家事生産性 f の代理変数

- (1) 末子の年齢
- (2) 子どもの数

一般的に、子どもの年齢が小さければ小さい(とくに3歳未満の場合)ほど、子どもの数が多ければ多いほど、妻の家事・育児時間の市場価値が高いと考えられる。

③ 支配可能な時間数 H の代理変数

支配可能な時間数について、あまり大きな個人差がないと考えられる。それでも、妻における「一日あたり平均睡眠時間数」を H の代理変数とすることも考えたが、睡眠時間数が就業の有無と同時決定的な関係にあるため、 H を推定式から除外することにした。

④ 夫の収入 R の代理変数

- (1) 夫の年収
- (2) 親から年数回以上の経済的援助の有無
- (3) 帰属家賃/住居

⁹ 項目 6「生活を楽しんでいる」のみは、逆の方向で配点されている。

¹⁰ 7 項目 CES-D 尺度について、「うつ傾向」と判定されるための臨界値が、先行研究によって明確的に示されていない。ここでは得点 10 (得点率 47.6%) を臨界値として、やや厳しく設定している。通常の 20 項目 CES-D 尺度(得点範囲 0~60)の場合、得点 16 (得点率 26.7%) 以上を持って「うつ傾向」と判定される。

(1=民間賃貸、2=公営住宅/社宅、3=親族の持家、4=夫妻の持家)

持家に住んでいる者は、家賃相当額の不労収入（帰属家賃）を事実上得ていると考えられる。公営住宅/社宅の場合でも、市場相場の家賃と実際の家賃との差額分を不労収入とみなすことができる。

⑤ その他の変数

(1) 住宅ローンの有無

住宅ローンは家計の負債を示すもので、毎月恒常的支出する金額（C）が高くなることを意味する。そのため、住宅ローンのある世帯の場合、妻は就業する可能性が高い。

(2) 居住市区町村の待機児童数

(1=100人未満、2=100~200人未満、3=200~400人未満、4=400以上)

待機児童の多い市区町村に住んでいる場合、妻は就業時に割高な認可外保育施設やベビーシッターを利用する可能性が高いので、就業に伴う経費支出が高くなる傾向がある。そのため、待機児童の多い地域に住んでいる者は、就業確率が低くなると予想される。

(3) 居住市区町村の人口規模

4 データ

仮説検証に用いるデータは、(独)労働政策研究・研修機構（JILPT）が2011年10月～12月に実施した「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（以下「JILPT 子育て世帯全国調査 2011」）の個票データである。原則として、2011年11月1日（調査基準日）時点の状況を回答してもらった。

調査対象となったのは、18歳未満の子どもを育てている全国4,000世帯（ふたり親世帯とひとり親世帯2,000世帯ずつ）である。調査対象世帯（標本）が、層化二段無作為抽出法によって選ばれ、専門の調査員が戸別訪問して調査票の配布と回収を行った（訪問留置き法）。また、調査票の回答者は、原則として、母親（妻）となるよう調査員が口頭で依頼した。

実際に回収された有効標本数は2,218票（有効回収率55.5%）である。そのうち、ふたり親世帯の有効標本数は、1,435票である。本研究は、ふたり親世帯票のうち、父親回答の79票を除いた1,356世帯分の個票データを分析対象としている。なお、調査の方法および結果の詳細についてはJILPT(2012)を参照されたい。

5 実証結果

5.1 記述統計量

主な変数の記述統計量は、表2の通りである。なお、本研究の主な対象は、経済的困難を抱える貧困層の専業主婦世帯であるが、従来型の経済的ゆとりのある専業主婦世帯との比較を行いながら以下の分析を進めていきたいと思う。

表2 基礎統計量

	(1)夫の年収<L (「緊急組」)		(2)夫の年収≥2L (「ゆとり組」)	
	妻有業	妻無業	妻有業	妻無業
(母親の市場賃金 _w の代理変数)				
最終学歴：中学校・高校	45.7%	60.9%	30.6%	44.3%
短大・高専など	42.0%	32.6%	41.0%	44.3%
大学・大学院	12.3%	6.5%	28.4%	25.9%
社会経験年数	20.8	10.8	23.0	10.9
年齢階級：20-29歳	2.9%	21.7%	0.7%	4.4%
30-34歳	17.4%	19.6%	10.4%	21.5%
35-39歳	28.3%	32.6%	13.4%	27.2%
40-49歳	43.5%	21.7%	64.9%	44.3%
50-64歳	8.0%	4.3%	10.4%	2.5%
初職正社員	83.3%	65.2%	91.0%	81.0%
専門資格の保有：なし/無回答	26.8%	28.3%	25.4%	15.8%
自動車免許のみ	15.9%	39.1%	15.7%	19.0%
その他の専門資格	23.9%	13.0%	28.4%	41.8%
医療福祉関係の資格	21.0%	17.4%	20.9%	19.6%
(准)看護師の資格	12.3%	2.2%	9.7%	3.8%
健康状態が(あまり)良くない	5.1%	15.2%	6.0%	8.2%
うつ傾向	10.9%	13.0%	3.7%	3.2%
(家事生産性 _f の代理変数)				
末子の年齢：12～17歳	29.7%	6.5%	53.0%	14.6%
6～11歳	28.3%	30.4%	28.4%	28.5%
3～5歳	23.2%	13.0%	9.0%	22.2%
0～2歳	18.8%	50.0%	9.7%	34.8%
子ども数	2.2	2.3	2.1	1.9
(不労収入 _{R0} の代理変数)				
夫の年収(万円、税込み)	187.3	210.8	772.1	863.5
親から年数回以上の経済的援助あり	21.7%	23.9%	10.4%	9.5%
住居：民間賃貸	14.5%	28.3%	11.9%	20.3%
公営賃貸/社宅	8.7%	8.7%	6.7%	10.1%
親族の持家	29.7%	34.8%	7.5%	4.4%
自分または夫の持家	47.1%	28.3%	73.9%	65.2%
(その他の変数)				
住宅ローンあり	32.6%	17.4%	61.2%	55.1%
居住市区町村の待機児童数：100人未満	79.7%	76.1%	73.1%	62.0%
100人～200人未満	2.9%	2.2%	8.2%	9.5%
200人～400人未満	3.6%	6.5%	5.2%	10.1%
400人以上	13.8%	15.2%	13.4%	18.4%
N	138	46	134	158

注：(1)表3の推定に用いた標本についての平均値である。

(2)居住市区町村の待機児童数は、厚生労働省が公表した2011年4月1日現在の数値である。

表2では、ふたり親世帯のうち、夫の年収が貧困ライン(L)以下で妻が緊急に働く必要性のあるグループ(「緊急組」と、妻が無業でも世帯年収は中位値以上(夫の年収≥2L)

のグループ（「ゆとり組」）について、主な変数の平均値が示されている。

まず、「緊急組」について、妻無業のグループに比べて、妻が就業しているグループの特徴として、(1)平均学歴が高い、(2)社会経験年数が長い、(3)初職正社員の比率が高い、(4)専門資格（除く自動車免許のみ）の保有率が高い、(5)健康状態が良い、(5)夫の年収が少ない、(6)親からの経済的援助をもらっている者の割合が低い、(7)民間賃貸に住む者の割合が低い、(8)住宅ローンの保有率が高い、(9)待機児童数が 200 人以上の市区町村に住む者が少ないことなどが挙げられる。これらの結果は、理論モデルの予測とおおむね一致している。

一方、「ゆとり組」について、「妻有業」グループと「妻無業」グループとの間に、学歴や専門資格（除く自動車免許のみ）、健康状態等妻の市場賃金を決める指標において、それほど大きな違いが見られなかった。比較的顕著な違いが見られたのが、末子の平均年齢と夫の平均年収である。「妻無業」グループの 3 人 1 人は子どもが 3 歳未満であるのに対して、「妻有業」グループは同 1 割程度である。「妻無業」グループにおける夫の平均年収は 863.5 万円で、「妻有業」グループより 100 万円ほど高くなっている。このように、「ゆとり組」の妻が就業をするかどうかは、妻自身の市場賃金よりも、夫の収入の多寡、家事・育児の時間的価値を表す末子の年齢が、より重要な決め手となっている可能性がある。

5.2 推定結果

表 2 は、「緊急組」と「ゆとり組」という二つの対極的なグループにおいて、妻の就業有無別に様々な属性要因の平均を単純比較したのに対して、表 3 は同じく二つのグループについて、その他の条件は一定とした場合、それぞれの説明変数の変化は、妻の就業確率に統計的に有意な違いをもたらしているかどうかをみたものである。

（市場賃金の影響）

「緊急組」を対象とした推定結果（Case 1）では、理論予測の通り、妻の市場賃金を決める諸要因（学歴、社会経験年数、初職正社員、専門資格の保有）は妻の就業確率に顕著な影響を与えていることが分かった。具体的には、中学校・高校卒に比べ、最終学歴が短大・高専または大学（院）の場合、妻の就業確率がそれぞれ 21.8%ポイントと 48.7%ポイント高い。また、専門資格を持っていない者と比較して、（准）看護師の資格またはその他の専門資格を持つ者の就業確率はそれぞれ 25.0%ポイントと 36.9%ポイント高い。さらに、学校卒業後の初職が正社員である場合は、そうではない場合より、妻の就業確率が 9.8%ポイント高い。言い換えれば、就労緊急度が高いにもかかわらず、無業状態にいる妻の多くは、低学歴、社会経験の乏しさ、専門資格の欠如等の理由で、比較的低い市場賃金に直面しているのが分かる。

表3 妻の就業を決める要因(logit モデル)

	(Case 1)「緊急組」			(Case 2)「ゆとり組」			(Case 3)二人親世帯全体		
	dy/dx	Std. Err.		dy/dx	Std. Err.		dy/dx	Std. Err.	
(母親の市場賃金 w の代理変数)									
最終学歴：中学校・高校(基準値)									
短大・高専など	0.2183	(0.0700)	***	-0.0223	(0.0629)		0.0745	(0.0182)	***
大学・大学院	0.4874	(0.1265)	***	0.1546	(0.0692)	**	0.2100	(0.0242)	***
社会経験年数	0.0884	(0.0194)	***				0.0463	(0.0028)	***
年齢階級：20-29歳									
30-34歳	-0.1721	(0.1290)		0.0618	(0.2008)		-0.1704	(0.0308)	***
35-39歳	-0.5994	(0.1722)	***	-0.0389	(0.2044)		-0.3773	(0.0386)	***
40-49歳	-1.0243	(0.2413)	***	-0.0698	(0.2109)		-0.6066	(0.0506)	***
50-64歳	-2.1965	(0.4941)	***	-0.0727	(0.2533)		-0.9738	(0.0791)	***
初職正社員	0.0982	(0.0469)	**	0.0919	(0.0783)		0.0566	(0.0182)	***
専門資格の保有：なし/無回答(基準値)									
自動車免許のみ	-0.0166	(0.0578)		-0.0945	(0.0841)		-0.0228	(0.0225)	
その他の専門資格	0.3688	(0.1016)	***	-0.1085	(0.0734)		-0.0113	(0.0209)	
医療福祉関係の資格	0.0932	(0.0721)		-0.0771	(0.0809)		0.0102	(0.0229)	
(准) 看護師の資格	0.2496	(0.1268)	**	0.0589	(0.1256)		0.0460	(0.0359)	
健康状態が(あまり)良くない	0.1183	(0.0972)		-0.1825	(0.1002)	*	-0.0669	(0.0230)	***
うつ傾向	-0.0197	(0.0629)		0.0903	(0.1486)		-0.0006	(0.0264)	
(家事生産性 f の代理変数)									
末子の年齢:12~17歳(基準値)									
6~11歳	-0.4669	(0.1702)	***	-0.2556	(0.0655)	***	0.0217	(0.0233)	
3~5歳	-0.1584	(0.1460)		-0.4487	(0.0836)	***	0.0324	(0.0292)	
0~2歳	-0.3951	(0.1564)	***	-0.5918	(0.0913)	***	-0.0551	(0.0284)	**
子ども数	0.0415	(0.0210)	**	0.0260	(0.0384)		0.0036	(0.0095)	
(不労収入 R_0 の代理変数)									
夫の年収	0.0000	(0.0002)		-0.0005	(0.0001)	***	-0.0002	(0.0000)	***
親からの経済的援助あり	0.1710	(0.0751)	**	0.0825	(0.0880)		0.0148	(0.0185)	
住居：民間賃貸(基準値)									
公営賃貸/社宅	0.0815	(0.1034)		0.0692	(0.1117)		-0.0233	(0.0282)	
親族の持家	0.1154	(0.0628)	*	0.1675	(0.1234)		0.0338	(0.0226)	
自分または夫の持家	0.1091	(0.0733)		0.0594	(0.1095)		-0.0210	(0.0287)	
(その他の変数)									
住宅ローンあり	0.0074	(0.0775)		0.0044	(0.0889)		0.0394	(0.0264)	
待機児童数：100人未満(基準値)									
100人~200人未満	0.1150	(0.2646)		-0.0232	(0.0930)		0.0194	(0.0312)	
200人~400人未満	-0.1958	(0.1148)	*	-0.1150	(0.1052)		0.0187	(0.0346)	
400人以上	-0.1760	(0.0964)	*	-0.0828	(0.0974)		-0.0160	(0.0294)	
居住地の人口規模ダミー	YES (結果省略)			YES (結果省略)			YES (結果省略)		
N	184			292			1,433		
Wald Chi2	149.930	***		104.550	***		983.340	***	
対数尤度(擬似R2)	-28.506	(0.7245)		-149.138	(0.2595)		-349.155	(0.5847)	

注：(1) 各個人ごとの限界効果の平均値が報告されている。括弧の中の数値はその標準誤差であり、デルタ・メソッド(Delta Method)によって算出されている。

(2)*** P 値<0.01, **P 値<0.05, *P 値<0.1

「ゆとり組」を対象とした推定結果(Case2)においても、妻の市場賃金 w を決める要因¹¹の一部(学歴、健康状態)のみが妻の就業有無に統計的に有意な影響を与えている。「緊

¹¹ 「ゆとり組」を対象とする Case(2)の推定式では、多重共線性の原因となる疑いの強い説明変数(社会経験年数)が除外されている。

急組」に比べると、市場賃金的要素は「ゆとり組」にとってはそれほど重要ではないようである。例えば、学歴の効果について、「短大・高専卒」妻と「中学校・高校卒」妻と比較しても、両者の就業確率に顕著な差が見られなかった。「ゆとり組」にとって、はっきりとした差が表れたのが、「大学卒以上」とそれ以下の学歴である。「ゆとり組」において、「大学卒以上」妻の就業確率が 15.5%ポイント高くなっているものの、その限界効果の大きさは「緊急組」の 3 分の 1 程度である。

（家事生産性の影響）

「緊急組」と「ゆとり組」のいずれの推定結果（表 3 Case1 と Case2）においても、末子の年齢ダミーが、理論予測の通りの符号で、統計的に有意なものとなっている。例えば、「緊急組」について、末子の年齢が 3 歳未満の場合、妻の就業確率が 39.5%ポイント低下し、末子の年齢が 6 歳～11 歳の場合、妻の就業確率が 46.7%ポイント低下する。

そして、「ゆとり」組について、末子の年齢効果が一層強いものとなっている。具体的には、末子の年齢が「3 歳未満」、「3 歳～5 歳」または「6 歳～11 歳」の場合、妻の就業確率がそれぞれ 59.2%ポイント、44.9%ポイントと 25.6%ポイントも低くなっている。

（夫の年収の影響）

「緊急組」の推定結果においても、夫の年収が妻の就業有無に有意な影響を与えていないようである。それもそのはずである。もともと、夫の年収が貧困ライン以下に限定してグループ分けをしており、そのグループ内ではそもそも夫の年収に大きな差異がないはずである。

ちなみに、「ゆとり組」またはふたり親世帯全体を推定対象とする Case2 と Case3 では、夫の年収が 100 万円増えるごとに、妻の就業確率がそれぞれ 5%ポイントと 2%ポイント低下するとの結果が得られる。つまり、限界効果の大きさでみた場合、夫の年収インパクトは、やはり本人の学歴や専門資格、末子の年齢の影響に比べると、かなり小さいと言える。

（保育所不足の影響）

「緊急組」（Case 1）にとって、居住地における保育所不足も妻の就業確率に非常に重要な影響を与えているようである。具体的には、保育所不足が深刻ではない（待機児童数 50 人未満¹²）市区町村に住んでいる者より、保育所不足が比較的深刻な市区町村に住む者の方が、就業確率が 2 割ほど低くなっている。具体的には、待機児童数が 200 人～400 人未満の市区町村¹³または待機児童が 400 人以上の市区町村¹⁴に住む者は、就業率がそれぞれ 19.6%

¹² 保育所不足状況を表す変数として、待機児童数より「待機率」（待機児童数/入所児童数）が望ましい。本研究は、データの制約により待機率を用いることができなかったが、説明変数に居住地の人口規模ダミーを入れることでこの問題に対応している。

¹³ 待機児童数が 200 人～400 人未満の調査地点は、以下の 15 箇所（待機児童数の多い順）である：広島市西区・佐伯区、静岡県沼津市・島田市・牧之原市・駿東郡清水町、福岡県久留米市・糸島市・中間市・嘉

ポイントと 17.6%ポイント低い。

一方、「ゆとり組」(Case2)にとって、保育所不足の影響は、統計的に有意なものとなっていない。

以上の分析をまとめると、貧困なのに専業主婦でいる人の多くは、妻の低学歴、社会経験の乏しさ、正社員経験および専門資格の欠如に起因する市場賃金の低さ、ならびに子どもが幼いため、妻の家事・育児時間の市場価値が比較的高いことによるものである。また、社会環境の要素として、認可保育所不足も一因だと考えられる。待機児童を多く抱える都市部では、貧困なのに専業主婦となるリスクが高くなっている。

一方、経済的にゆとりのある専業主婦の場合、低学歴と社会経験の乏しさもある程度、妻の非就業選択に関係しているものの、妻の市場賃金と就業決定との結びつきが比較的に弱い。そのかわりに、ゆとり層の主婦にとって、夫の年収や末子の年齢が3歳未満かどうかは、就業決定上比較的重要な決定力をもっている。

6 不本意ながら専業主婦でいる女性と彼女らの就業障壁

6.1 望まれている働き方

今後の働く希望について、貧困層の専業主婦(N=52)のうち、19.2%は「今すぐに働きたい」、63.3%が「そのうち働きたい」と回答している¹⁵。つまり、貧困専業主婦の中にも、5人に1人は今すぐに働きたいのに、不本意ながら専業主婦でいる。

また、就業を希望しないグループと比べると、就業を希望するグループは、35歳未満の若年層比率(48.9%)や、ネット接続PCの使用比率(61.4%)および普通自動車免許を含む資格の保有率(71.1%)が高いことが分かる(表4)。

働くことを希望している貧困専業主婦のうち、6割(27人)がパート希望、2割(9人)が正社員希望である。また、仕事につく場合、「土・日・祝日に休める」、「就業時間の融通がきく」、「通勤時間が短い」、「残業が少ない」など労働時間に関係する就業条件がもっとも重要視されるのが分かる(図4)。一方、収入、仕事の安定性、経験や能力の発揮など通常の労働者が重視する要素の優先順位は低い。つまり、就業を希望している貧困層専業主婦の大半は、就業時間の自由が利くパート的な仕事を求めているのが分かる。

穂郡桂川町、宮城県柴田郡柴田町、千葉県千葉市中央区、大阪府大阪市西区・旭区・淀川区。ただし、待機児童数は、2011年4月1日現在の公表値(厚生労省「保育所関連状況取りまとめ(平成23年4月1日)資料5」)を用いている。

¹⁴待機児童数が800人以上となっているのは、名古屋市、横浜市、札幌市と川崎市の4市である。また、待機児童数が400人～800人未満となっているのは、以下の11市区町村である(人数の多い順)：福岡市、世田谷区、練馬区、仙台市、那覇市、足立区、神戸市、八王子市、相模原市、町田市、堺市。※下線の引いている市区町村が、「子育て世帯全国調査2011」の調査地点に含まれている。

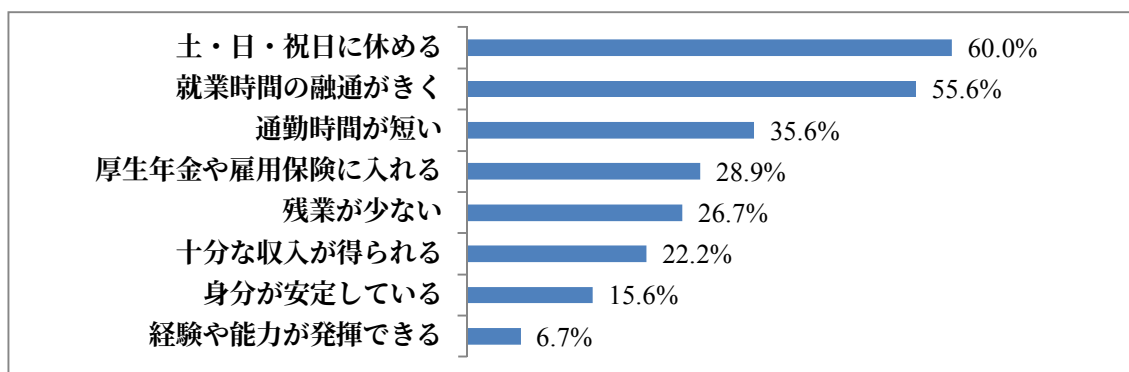
¹⁵ そのほか、「働きたいと思わない」および「働くことができない」と回答した者も、それぞれ全体の7.7%と5.8%を占めている。

表4 働く希望を持つグループと持たないグループとの比較

	働きたい (N=45)		働きたくない or 働けない(N=7)		全体(N=52)	
35歳未満比率	48.9%	(22人)	28.6%	(2人)	46.2%	(24人)
短大・高専・大学卒比率	22.2%	(10人)	28.6%	(2人)	23.1%	(12人)
初職正社員比率	57.8%	(26人)	42.9%	(3人)	55.8%	(29人)
ネット接続PCの使用比率	61.4%	(27人)	42.9%	(3人)	58.8%	(30人)
資格保有率	71.1%	(32人)	42.9%	(3人)	67.3%	(35人)
(内訳)						
普通自動車免許	60.0%	(27人)	—		—	
保育士	6.7%	(3人)	—		—	
医療事務	6.7%	(3人)	—		—	
簿記資格	6.7%	(3人)	—		—	
パソコン関連資格	6.7%	(3人)	—		—	
語学関連資格	4.4%	(2人)	—		—	
美容師	4.4%	(2人)	—		—	
大型・特殊自動車免許	4.4%	(2人)	—		—	
ホームヘルパー	2.2%	(1人)	—		—	

注：パーセンテージを引用する際に、標本サイズが小さいことを留意されたい。

図4 仕事に就く場合の重要視する条件（3つまでのMA、N=45）



注：パーセンテージを引用する際に、標本サイズが小さいことを留意されたい。

6.2 就業の障壁

正社員就業を希望する場合、一定以上の学歴や社会経験、正社員経験、専門資格がないと採用されないケースが少なくないが、パートの仕事であれば、大抵の場合、これらの要件が問われない。では、なぜパート就業を希望している貧困層の専業主婦は、無職のままなのか。

貧困層の専業主婦に働いていない主な理由をたずねたところ、圧倒的に多くの者(51.9%)が「子どもの保育の手だてがない」ことを挙げている。また、3割程度の者が「時間について条件の合う仕事がない」ことを主な理由としている。

表 5 貧困層の専業主婦世帯の妻(N=52)が働いていない主な理由

子どもの保育の手だてがない	51.9%
(うち、乳幼児のいる世帯(N=32)に限定した場合)	75.0%
時間について条件の合う仕事がない	30.8%
家庭内の問題を抱えている	9.6%
収入について条件の合う仕事がない	7.7%
自分の年齢に合う仕事がない	7.7%
家族の介護をしなければならない	5.8%

注：複数回答（主なもの2つまで）である。

「子どもの保育の手だてがない」という理由について、二通りの可能性がある。一つは、妻が子どもの認可保育所を入れて働きたいものの、待機児童が多いため、入れてもらえなかったケースである。このようなケースは、待機児童の多い都市部では多く見受けられる。もう一つは、妻が保育所の利用を考えておらず、子どもが3歳までは自宅保育、3歳~5歳までは幼稚園という伝統的な子育てコースを選んだケースである。こうしたケースでは、「子どもの保育の手立てがない」ことが、保育所不足との間に直接的な結びつきがない。

残念ながら、アンケート調査からは、どちらのケースが多いかについて識別できる情報がない。唯一ヒントとなるのは、これまでに保育所に申し込んだことの有無という質問項目である。実は、「子どもの保育の手立てがない」ことが就業しなかった主な理由と回答した27人のうち、保育所に申し込んだ経験がある者は半数程度(13人)に過ぎず、また「実際に申し込んだがどこにも受けいれてもらえなかった」、いわゆる「保育待機」を経験した者は1人のみだった。保育所に申し込んでいなかった者の中にも、保育所の利用を希望しながらも申し込みを断念する人もいるものの、そもそも保育所の利用が選択肢に上がっていないケースも一定の割合でいる¹⁶。

そして、パートの仕事は、一見就業者が労働時間を自由に選べる印象を受けるが、実際のところ、時間的制約の厳しい職場が少なくない。筆者が2012年夏に行った個人ヒアリング調査では、実際にいくつかこうした事例に出会った。小学生1年生の娘を持つEさんは、喫茶店でパートを始めたものの、店側から急な残業を要請されたり、子どもが病気になり学校の保健室から迎えに来てほしいとの連絡があっても仕事が休めなかったりするという。幼稚園年少組の息子が登園している間に、平日の10時から14時までの短時間パートを探していたBさんも、なかなか仕事を見つからないという。

¹⁶ 専業主婦の多くは、自分自身も専業主婦の家庭に育てられたことは一因だと考えられる。筆者の行った個人ヒアリング調査(2012年夏)で、「保育所が子どもを野放しするところだとのイメージがあり、やむを得ない事情以外は子どもを保育所に入れるべきではないと考えていた」と語った47歳のDさんの言葉や、「自身が幼稚園組なので、保育園のことが良く分からないし、利用しようと思ったことがなかった」と語った29歳のBさんの言葉が印象的だった。

このように、専業主婦にとって、「子どもの保育の手立てがない」ことや、時間の融通が利く仕事の求人が少ないことが、彼女たちの就業を阻害している。

7 終わりに

裕福の象徴とされている日本の専業主婦のイメージを一変させるような調査結果を、JILPT が 2012 年 3 月に発表した。JILPT の調査結果によると、専業主婦世帯の 12.4%もが、貧困ライン以下の収入で暮らしている。その結果を直近の国勢調査と照らし合わせると、貧困層の専業主婦世帯の総数が、55.6 万世帯に上ると推計される。こうした世帯のほとんどは、食料や衣料等生活必需品の不足がそれほど深刻ではないものの、「子どもの学習塾」など教育投資の負担感が非常に強く、経済的な理由で子どもを通塾させられない家庭が非常に多いことが分かった。

計量分析の結果、専業主婦でいるケースの大半は、本人が直面している市場賃金が低く、家事・育児活動の市場価値が相対的に高いことに起因する合理的選択であることが分かった。ただし、貧困専業主婦の中にも、5人に1人は今すぐに働きたいのに、不本意ながら専業主婦でいる。働きたいのに、働けない社会環境的要素として、認可保育所不足が一因だと考えられる。推定結果では、200人以上の規模の待機児童を抱える都市部では、貧困なのに専業主婦となるリスクが高くなっている。また、多くの主婦が望む時間の融通の利く仕事の求人が少ないという労働需要側の要因もある。

専業主婦世帯の貧困を解消する手段として、主婦の就労が有効だと考えられる。調査では、8割強の貧困専業主婦は早かれ遅かれ働きたいと考えているようである。そこで、仮に彼女たちが全員パート就業（JILPT調査ベースでパート平均年収 94 万円と想定）できていれば、専業主婦世帯全体の貧困率が、最大で 5.6 ポイント（12.4%→6.8%）¹⁷下がるとみられる。

貧困層の専業主婦が働くための環境整備として、保育所不足が深刻な都市部を中心に認可保育所を拡充させること¹⁸や、働く時間に融通の利く仕事の求人を増やすよう企業や公共団体等に働きかけることが必要不可欠である。また、貧困層の専業主婦が直面している市場賃金を高めることも、彼女らの職場進出につながるであろう。具体的には、無料職業訓練の提供、専門資格取得への支援等の手段が有効だと考えられる。

¹⁷ JILPT 調査において、52 人の貧困専業主婦のうち、働きたいと考えている主婦は 45 人である。この 45 世帯のうち、仮に現在の世帯年収にプラス 94 万円が見込まれた場合、25 世帯の収入（等価ベース）が貧困ラインを超えることとなる。そのため、仮に就業意欲のある貧困専業主婦が全てパート就業できていれば、貧困専業主婦世帯の数が 27 世帯（=52-25）までに減少し、専業主婦世帯全体の貧困率が 6.8%（=27/(421-25)）となる。上記の数値を全国規模に広げると、貧困主婦のパート就業により、現在 55.6 万世帯に上る貧困専業主婦世帯の数が最大で 26.7 万世帯（=55.6*25/52）も減少する見込みである。

¹⁸ 財源不足下で保育所を拡充させる方策について、鈴木(2012)の分析が参考になる。

参考文献

- Cahuc, P. and A. Zylberberg (2001) *Labor Economics*, The MIT Press, Cambridge, England, pp.14-19
- 池田心豪(2010)『女性の働き方と出産・育児期の就業継続—就業継続プロセスの支援と就業継続意欲を高める職場づくりの課題—』JILPT 労働政策研究報告書 No.122
- 大隈安顕(2011)「小中学校時代の学習塾経験と将来の世帯年収」大阪府立大学経済学部平成 23 年度卒業論文
- 大沢真知子(1993)『経済変化と女子労働』日本経済評論社、pp.36-39
- 大竹文雄(2001)『雇用問題を考える』大阪大学出版会
- 小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』8月号、pp.15-29
- 鈴木 亘(2012)「財源不足下でも待機児童解消と弱者支援が両立可能な保育制度改革～制度設計とマイクロ・シミュレーション」『経済論集(学習院大学)』, 48 巻第 4 号
- 山田昌弘(2001)「警告！『専業主婦』は絶滅する」『文藝春秋』2月号。
- JILPT(2012)『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査』JILPT 調査シリーズ No.95